

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

別記の1のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。
- (3) 令和8年4月1日に、適正かつ確実に複写サービスを提供できること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後概ね1時間以内に保守職員を派遣できること。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 必要書類及び提出期限等

別記の2のとおり

## 4 入札関係書類の配布

病院HP及び別記の2（2）に掲げる場所で配布する。

## 5 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県公営企業会計規程、入札説明書、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該契約物品の仕様等について疑義がある場合は、別記の2（2）イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式3による入札書を入札日当日、直接提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札参加者本人の押印はしないこと。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について

押印をしておかなければならぬ。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (11) 入札金額は、当該契約履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、契約物品の仕様及び契約書（案）等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 入札書の提出先及び提出日時  
別記の3のとおり

## 6 開札

- (1) 開札の日時及び場所  
別記の3のとおり
- (2) 開札は、即時開札とする。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。  
また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書、又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札会場において、次の各号に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは3回を限度として入札をする。3回の入札をするもさらに落札者がないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

## 7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができるものとする。

- (1) 入札参加者またはその代理人の提出した2以上の入札書
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (3) 件名及び入札金額のない入札書
- (4) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札保証金を必要とする者で、納付した入札保証金の額が所定の額に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) その他、愛媛県公営企業会計規程、愛媛県会計規則又は入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

## 8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 本件調達の契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者の氏名及び落札金額を、入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
  - ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
  - イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
  - ウ 入札保証金に係る取扱いについては、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定による。
- (2) 契約保証金
  - ア 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
  - イ 契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例による

こととされる愛媛県会計規則の規定による。

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別記の2（2）のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
乾式電子複写機カラー複写サービス（単価契約）
- (2) 契約対象及び予定数量  
次の乾式電子複写機 1 台に係るカラー複写サービスの単価契約  
ア 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日  
イ 設置場所 愛媛県立中央病院管理棟 5 階総務医事課（松山市春日町 83 番地）  
ウ 見込枚数 カラー 630,000 枚（17,500 枚/月）  
(注) 見込枚数は、契約期間における総複写枚数の参考値であり、契約期間の複写枚数を保証するものではなく、契約締結後に複写枚数が当該見込数を下回った場合において、単価の変更を求める理由にはできないものとする。
- (3) 乾式電子複写機に係る仕様  
別添「仕様書」のとおり
- (4) 入札方法  
入札金額は、1 枚当たりの単価（小数点以下第二位まで）で行う。
- (5) その他  
モノクロ複写サービスについては、(4) の落札者と予定価格の制限内で随意契約とする。  
契約期間中の見込枚数：108,000 枚（3,000 枚/月）

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 必要書類
  - ア 入札参加申込書（様式 1）
  - イ 仕様確認書（様式 2）
- (2) 提出先  
愛媛県立中央病院総務医事課調達係
- (3) 提出期限  
令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時 15 分
- (4) 審査の結果は、申込書を提出した者に対して書面により通知する。

### 3 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日時：令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 10 時 30 分
- (2) 場所：愛媛県立中央病院 管理棟 4 階会議室

### 4 入札（契約）保証金免除申請書（別添様式 3）

- (1) 添付書類  
過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を履行した実績を確認できる書類 2 件以上。
- (2) 提出先及び提出期限  
2 (2) 及び (3) と同じ